

川西市行財政改革審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例（昭和52年川西市条例第3号）第3条の規定に基づき、川西市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市が推進する行財政改革に関する事項を審議する。

2 審議会は、市の行財政改革に係る計画、実施状況等について説明を受けるとともに、市に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表
- (3) 事業者の代表
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。